

1 問い

民間との連携でPFI法等を利用する考えは

町長

5 いろいろな方法を検討し、事業に取り組んでいきたい

問い

10 PFI法の対象となる公共施設等とは。

15 ①道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

②庁舎、宿舍等の公共施設

20 ③公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

25 ④情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、これは廃棄物処理場などを除く観光施設及び研究施設。

30 ⑤これらの施設に準ずる施設として政令で定め

るもの。と様々な公共施設等で活用されます。今後、鞍手町を消滅都市の1番ではなく発展都市の1番にするためには民間活力を取り入れ、いろいろな手法を取り入れなければならぬと考えます

町長

10 今後本町が事業を行っていく上でPFI法だけでなく、いろいろな方法、いろいろな検討をし事業に取り組んでいきたいと思っております。

町長

15 九州自動車道「鞍手インターチェンジ」の隣接地における物流施設等の大規模開発事業で、施設開発までを手掛けた場合の事業規模は約200億円以上となる見込みと報道されています。これは民間開発ですが、2040年問題を真剣に考えていた

問い

30 だくならば、消滅都市1番ではなく発展都市1番にしていくには、特化し

た課を設置し、もつと民間を活用し進んでいきたいが。

町長

5 特別部所におきましても、課を設けるか、もしくはそれなりの部所を作って取り組んで行きたいと思っております。